

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年11月から41年3月までの期間、60年4月から同年6月までの期間、62年1月から同年9月までの期間及び63年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から40年3月まで
② 昭和40年9月から41年3月まで
③ 昭和57年4月から58年12月まで
④ 昭和59年7月から63年6月まで

私は、昭和37年10月に父親が死亡したため、勤めていた会社を退職し、38年4月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、未納とされている。

しかし、私は、昭和36年4月から同年7月までの保険料を納付した領収書を所持しており、61年7月ごろ社会保険事務所に申し立てたところ、記録が修正されたが、申立期間①及び②の保険料が未納とされている。

また、申立期間③及び④についても、保険料を納付したはずであるため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人とその妻の国民年金の加入手続を一緒に行い、国民年金保険料についても、一緒に納付していたとしており、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年1月に、夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったもの

と考えられ、申立人とその妻は、納付日が確認できる 46 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料を、同一日に納付していることが確認できることから、申立人とその妻は、基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

また、申立期間②のうち、昭和 40 年 11 月から 41 年 3 月までの期間、申立期間④のうち、60 年 4 月から同年 6 月までの期間、62 年 1 月から同年 9 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人の妻は、保険料を納付済みであることが、社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、申立人についても、当該期間の保険料を妻と一緒に納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、申立期間①、申立期間②のうち、昭和 40 年 9 月及び同年 10 月、申立期間③、申立期間④のうち、59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間、60 年 7 月から 61 年 12 月までの期間、62 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 63 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の妻についても、当該期間は未納であり、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、申立期間①については、申立人が、国民年金の加入手続を行った際の申立人の国民年金被保険者資格は、昭和 40 年 11 月 1 日「強制」で新規に資格取得していることが、申立人が所持する国民年金手帳から確認でき、この時点では、申立期間①については、未加入期間であり、集金人に納付したとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 11 月から 41 年 3 月までの期間、60 年 4 月から同年 6 月までの期間、62 年 1 月から同年 9 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月の国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から同年 8 月まで
③ 昭和 62 年 10 月
④ 昭和 63 年 4 月及び同年 5 月
⑤ 平成元年 4 月から同年 8 月まで
⑥ 平成 2 年 4 月から 3 年 3 月まで

妻が、昭和 57 年に私の国民年金の加入手続を行い、昭和 57 年度から平成 3 年度まで申請免除の手続を行っていた。平成 4 年か 5 年ごろ、追納勧奨の案内のハガキが届き、経済的にも余裕が出てきたので、現年度納付と一緒に、これまで行ってきた申請免除に係る追納を、その後も送られてくるハガキに合わせて、毎年、A 区役所で 1 年分ずつ追納した覚えが有る。

しかし、社会保険事務所の記録では、一部しか追納と記録されておらず、納得できないので記録の訂正をしてほしい。

なお、追納した際の領収書は確定申告の際、添付資料として税務署に提出したため手許には無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、③については、申立人は、平成 9 年 9 月 17 日に、昭和 62 年 9 月から 63 年 3 月までの追納申出を行い、申立期間③を除き追納していることが社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、

申立期間③のみ追納されなかったものとは考え難い。

一方、申立期間のうち、①、②、④及び⑤の国民年金保険料については、申立人の妻が保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、①については、申立人は、追納保険料を現年度保険料と一緒に毎年納付していたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録では追納の申出を行った記録は無い上、申立人は、国民年金保険料を平成5年8月6日に平成4年度分について過年度納付を行い、6年以降は毎年1回、追納保険料を納付していることは確認できるものの、5年4月分を現年度納付した同年6月1日時点においては、申立期間①のうちの昭和58年5月分以前は、時効であり納付することができず、申立内容とは符合しない。

さらに、申立期間のうち、②、④及び⑤については、申立期間②の追納申出を平成9年9月17日に、申立期間④の追納申出を10年6月11日に、申立期間⑤の追納申出を11年9月6日に行っていることが、社会保険庁のオンライン記録において確認できることから、追納申出を行ったそれぞれの時点において、申立期間は時効により納付できない期間となり、納付できなかったものと考えるのが相当である。

加えて、申立期間のうち、⑥については、社会保険庁のオンライン記録において、保険料の免除を申請した記録が無く、これは同期間についての追納申出記録も無いこととも一致することから、別々に処理されている記録が、両方とも間違っているとみることは困難である。

このほか、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月の国民年金保険料については、追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から41年3月まで
② 昭和44年10月から45年12月まで

私は昭和37年10月から国民年金に加入し、家族6人の国民年金保険料は元義母が納付していた。申立期間の①及び②の期間は生活に変動が無く、保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、②昭和44年10月から45年12月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年度に払い出されており、申立期間前後の期間については国民年金保険料を納付済みであり、41年4月以降、申立期間を除き、保険料を60歳まで完納しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる上、申立期間当時申立人と同居していた申立人の元義母及び元義弟2名についても保険料は納付済みであり、申立人が申立期間の保険料を納付していたとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、①昭和37年10月から41年3月までについては、申立人は、38年2月に婚姻し、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号はA市における昭和41年度適用特別対策事業として払い出されており、このころに申立人は国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間については一部が時効により納付できず、これを納

付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からもさかのぼって納付したとの主張は無い上、申立期間について保険料を納付していたのは、申立人の元義母のみであり、申立人の元義父は国民年金に加入した記録が無く、申立人の元夫及び申立人の元義弟2名については保険料が未納となっているなど、申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間中の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から47年3月まで

国民年金には妻と一緒に昭和36年4月1日から加入し、国民年金保険料は妻の分と一緒に納付した。申立期間については、妻の保険料は納付済みであるのに、私の保険料が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険被保険者資格の喪失による国民年金への切替手続についても適切に行っているなど、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金制度開始後、速やかに国民年金に申立人の妻と一緒に加入して、国民年金保険料を一緒に納付したとしており、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年8月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、保険料を一緒に納付したとする申立人の妻は、申立期間を含め国民年金加入可能年数である37年間についてすべて納付済みであるなど、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 974

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、国民年金保険料が払えないときは免除の手続を行い、未納は無いと区役所で聞いていたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立期間以後、厚生年金保険から国民年金への変更も適切に行っているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間については、当初、社会保険庁のオンライン記録において、国民年金保険料が納付済みとされ、昭和47年9月から同年11月までの保険料が未納とされていたが、平成20年4月2日に、申立期間を未納とし、昭和47年9月から同年11月までを保険料納付済期間とする記録訂正を行っていることが確認できる上、社会保険事務所で保管している特殊台帳には、申立期間が含まれる昭和47年度には、市町村から検認報告が有った場合に押印される照合印が無いなど、適切な事務処理が行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

私の父親が、私と兄の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を一緒に行っていたにもかかわらず、社会保険庁の記録では私のみ未納とされている。

私の父親は、昭和36年5月に私の兄が創立した会社（当時、厚生年金保険は未適用事業所であった。）の経理を担当しており、その会社に私は創立当初から従業員として就職しているが、父親が兄の国民年金保険料を納付し、私の保険料を納付しなかったとは考えられない。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料に未納が無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親及び申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立人の父親が、申立人及び申立人の兄の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を一緒に行っていたとしており、申立人及び申立人の兄の国民年金手帳記号番号は昭和39年9月15日にA市B区で同日に払い出されていることが確認でき、このころに申立人の父親は、申立人及び申立人の兄の国民年金の加入手続を一緒に行ったものと推認できる上、申立人の兄は、申立期間の保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、申立人についても、申立人の父親

が、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和47年1月1日から48年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和47年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年1月から同年7月までは3万円、同年8月から48年5月までは、3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月1日から48年5月31日まで
昭和46年7月から同年12月までは、家族間でもめ事があったため、株式会社Aを辞めているが、47年1月からは同社に復職し、同年1月から48年5月まで厚生年金保険料が給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた申立期間当時の株式会社Aの給与の仕訳兼領収書、雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人が株式会社Aに昭和47年1月1日から48年6月1日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与の仕訳兼領収書の控除額から、昭和47年1月から同年7月までは3万円、同年8月から48年5月までは3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

株式会社Aは、事業主も代わっており、申立期間当時の事業主及び給与担当者も既に亡くなっているため、関連資料及び供述を得ることができないが、厚生年金基金及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年1月分から48年5月分までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格の取得及び喪失に係る記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和25年7月1日）と資格取得日（同年12月25日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年7月1日から同年12月25日まで
昭和25年5月1日から28年8月20日までA株式会社に勤務したが、被保険者期間を照会したところ、B支店に転勤していた期間の記録がない。この期間も途切れることなく勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の親族及び同僚等の供述により、申立人が、申立期間を含む昭和25年5月1日から28年8月20日まで、A株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間における勤務先である同社B支店については、社会保険庁の記録からは適用事業所であった事実は確認できないが、申立人と同時期にB支店に転勤していた複数の同僚がA株式会社C本社の厚生年金保険に引き続き加入していることが確認できることから、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和25年7月1日にC本社からB支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

また、昭和 25 年 7 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、同年 6 月の標準報酬月額から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が申立期間において、A株式会社B支店に転勤していたことは社会保険事務所が知りえない事実であることから、事業主が昭和 25 年 7 月 1 日を資格喪失日、同年 12 月 25 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 7 月から同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都国民年金 事案 976

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 45 年 3 月まで
国民年金の加入手続は、昭和 41 年 1 月ごろに前妻が行ったと思う。国民年金保険料については、毎月、前妻と一緒に集金人に支払ったと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 1 月に会社を退職して、半年後か 1 年後に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は 46 年 6 月に払い出されており、社会保険事務所の特殊台帳において、手帳交付日が同年 5 月 12 日であることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間の保険料は一部が時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付により納付することとなるが、申立人からはさかのぼって保険料を納付したとの主張は無い。

また、社会保険事務所が保管する領収済通知書において、申立人は昭和 48 年 4 月 28 日に 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付したことが確認でき、この納付は、申立人が国民年金老齢基礎年金を受給するために必要な納付期間である 25 年を満たすために、申立人が 35 歳である昭和 45 年度までさかのぼって納付したものと推認される上、申立期間については、一緒に保険料を納付したとする申立人の前妻も未納であるなど、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の前妻が保

険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人若しくは申立人の前妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 977

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
申立て当時、同居をしていた義父が私達夫婦の国民年金の加入手続を行い、義父は同居していた義弟の分を含め国民年金保険料を集金人に納付してくれていたため、未納となっているのは納得が出来ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が、申立期間について、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の義父が申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、昭和 36 年 4 月から、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は 40 年 10 月に払い出されており、同年 11 月 22 日に同年 4 月から同年 12 月までの保険料を一括して納付していることが確認できることから、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効となり納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人からはさかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の義父と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫、義弟及びその妻の保険料の納付開始は、申立人と同様に昭和 40 年 4 月分からであるなど、申立内容とは符合しない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年1月までの期間、41年2月から48年3月までの期間、51年7月から53年3月までの期間、55年5月、同年6月、58年4月から61年1月までの期間及び62年3月から平成13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から40年1月まで
② 昭和41年2月から48年3月まで
③ 昭和51年7月から53年3月まで
④ 昭和55年5月及び同年6月
⑤ 昭和58年4月から61年1月まで
⑥ 昭和62年3月から平成13年3月まで

私の国民年金については、時期は不明であるが、父親がA県B郡C町役場で加入手続を行ったはずであり、国民年金保険料は、昭和38年から56年ごろまでは妻が納付し、その後、平成13年ごろまでは父親が納付していたはずであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元配偶者若しくは父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は申立人の元配偶者若しくは父親が納付したと主張しているが、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は昭和49年1月に払い出されているが、社会保険事務所に保管する特殊台帳の手帳交付

日記録欄に、「48.11.22」の押印が有ることから、申立人はこのころに国民年金に加入したものと考えられるが、この時点では、申立期間①及び②の一部は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立期間③及び④については、当時、申立人が居住していたA県B郡C町（現在は、D町）の保管している国民年金被保険者名簿では未納とされており、申立期間⑤及び⑥については、E市が保管している国民年金収滞納リストでも、申立人は登載されておらず、同市では、国民年金被保険者として管理していなかったことが確認でき、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、申立期間の保険料を納付していたとする申立内容は不自然である。

加えて、申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料は、元配偶者が納付していたと主張しているが、元配偶者は、申立人との婚姻期間は、未納、未加入又は厚生年金保険加入期間となっているなど、申立内容は不自然である。

このほか、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 7 月に結婚した際、A 組合から国民年金への加入を勧められ、同年 10 月に B 町役場で加入手続を行った。その際、同町役場職員の指導により 36 年 4 月までさかのぼって国民年金保険料 1,700 円を納付した。妻の分についても同様に納付しており、はっきりと記憶している。

昭和 38 年 10 月以降の国民年金保険料は、毎月納付し、その際には領収書を受け取っていたと思う。申立期間について未納であるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 7 月に婚姻し、同年 10 月に B 町役場（現在は、C 市役所）において夫婦の国民年金の加入手続を行った際、同町役場職員の指導を受け、36 年 4 月までさかのぼって国民年金保険料をまとめて納付し、それ以降の保険料については毎月納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、41 年 4 月に夫妻連番で払い出されており、このころに申立人は国民年金加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は、時効により納付できない期間であり、これを納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、36 年 4 月までさかのぼって納付したとする申立内容は不自然である。

また、申立人は、国民年金に加入した際に、昭和 36 年 4 月から 38 年 10

月までの国民年金保険料として1,700円を納付したと主張しているが、C市の保管する国民年金被保険者名簿において、申立人は、41年11月30日に昭和41年度分を、同年12月7日に昭和40年度分の保険料を納付していることが記録されており、36年度から38年度までについては「時効」と記載されているなど、申立内容と符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 39 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 39 年 5 月まで

私は、昭和 36 年に国民年金制度が始まって間もなく、A 区役所の人が自宅に来て加入を勧められ、国民年金に加入した。その後は、背の高い年配の男性が毎月集金に来て 2,000 円までの保険料を納付したと思う。受け取った領収書は、59 年に家を建てた際、廃棄してしまった。申立期間は未納になっており、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に昭和 36 年に加入し、自宅に毎月来ていた集金人に 2,000 円までの国民年金保険料を納付し、領収書を受け取っていたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳からも申立人は国民年金に 36 年 5 月 22 日に任意加入し、39 年 6 月 13 日に同資格を喪失していることが確認できるものの、当時、B 市では保険料の納付方法は印紙検認方式を採っており、領収書は発行していないなど、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から52年9月までの期間、59年3月から61年3月までの期間及び平成4年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から52年9月まで
② 昭和59年3月から61年3月まで
③ 平成4年8月

私は、申立期間①については、昭和39年3月ごろ、区役所の人に来て、国民年金に加入した。当初、国民年金保険料は毎月200円ぐらいで、領収書をグレーの手帳にはっていたことを覚えている。また、申立期間②については、59年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間③についても、主人の退職後すぐに加入資格の種別変更手続を行い、保険料を納付していた。未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 2 申立期間①については、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月に払い出されており、申立人の所持する年金手帳においても、同年10月7日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかつたとみるのが相当である。

また、申立期間②については、申立人は昭和59年3月1日に厚生年金

保険の被保険者資格を喪失後、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には 58 年 9 月 1 日に国民年金資格を喪失後、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者として国民年金に再加入するまで加入記録は無く、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間③については、申立人の夫が平成 4 年 8 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、申立人は同年 8 月から国民年金の第 1 号被保険者となるが、申立人の所持する年金手帳において、申立人は同年 9 月 1 日に強制被保険者（第 1 号被保険者）となったことが記載されており、これが上記の喪失日である同年 8 月 31 日に修正されたのは、社会保険庁のオンライン記録から 8 年 2 月 20 日であり、申立期間③の未納期間は、この時点において生じたものであることが確認でき、申立内容は不自然である。

- 3 申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から50年10月まで

私は、60歳になり、国民年金の受給手続のためA市役所へ出向いた際、納付記録が違うことが分かり、確認すると昭和50年11月に国民年金に加入したようになっていた。私は、46年ごろ夫の転勤でB市に居住しており、そこで国民年金に加入したと記憶している。なぜ、国民年金保険料の納付が50年11月からとされているのか納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和46年ごろB市で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、同市が保管する国民年金被保険者名簿から、50年11月14日に国民年金の任意被保険者資格を取得したことが確認でき、このことは申立人が所持する国民年金手帳の記載とも一致することから、申立人は、この日に任意の資格で国民年金に加入したものと考えられ、任意加入の場合、さかのぼって国民年金被保険者になることはできず、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月から 47 年 8 月まで
② 昭和 52 年ごろから 55 年 1 月 20 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会した結果、A株式会社及びB株式会社（平成9年にC株式会社に名称変更。）で勤務していた期間の加入記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、労働局に照会したところ、昭和46年8月9日から47年1月26日まで、申立人が所在地をD市とする事業所の雇用保険の被保険者であった記録があり、また、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録がある従業員20人のうち、所在の判明した3人に照会したところ、1人が申立人のことを記憶していたことと併せて考えると、上記の期間において、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社に照会したところ、申立期間当時の資料は残っておらず、当時から勤務している従業員も申立人についての記憶が無い旨の回答があり、申立ての事実に係る関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、申立期間当時のA株式会社に係る閉鎖登記簿謄本に記載されている代表取締役3人についても調査したが、そのうち1人は既に亡くなっており、1人はかなりの高齢のため回答を得ることができず、残る1人は申立人についての記憶は無い旨の回答であった。

さらに、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、同僚等の氏名も記憶していない。

- 2 申立期間②については、労働局に照会したところ、昭和 53 年 8 月 1 日から 55 年 2 月 19 日まで、申立人が C 株式会社 E 営業所で雇用保険の被保険者であった記録があり、上記の期間において同社で勤務していたことは確認できる。

また、C 株式会社に照会したところ、同社で保管していた E 営業所の従業員の社会保険等の加入を記したと思われるノート(以下加入記録ノートと言う)に申立人の記録があり、同営業所で勤務していたことは確認できるが、同営業所は既に閉鎖されており、同ノート以外には申立期間当時の資料は何も残っていない上、当時のことが分かる従業員もおらず、経営者も何度も変わっているため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除については分からない旨の回答であった。

ちなみに、C 株式会社 E 営業所の加入記録ノートには、記載されている全員に資格取得の日付及び健康保険の番号が記されているが、厚生年金保険の年金手帳記号番号については記されている者といない者があり、申立人については記されておらず、申立人と近い時期の資格取得日が記載されている同僚 21 人の厚生年金保険の記録を調査したが、そのうち 12 人は申立人と同様に同営業所における厚生年金保険の記録が確認できなかったことから、同営業所においては、厚生年金保険の加入手続を全員については行っていないことがうかがえる。

さらに、C 株式会社 E 営業所の加入記録ノートに記載されていた同僚 21 人のうち、所在の判明した 8 人に照会したが、回答があったのは 3 人のみで、うち 1 人が申立人を記憶していたものの、厚生年金保険に加入する者としなない者の基準については回答を得ることはできなかった。

加えて、申立人の記憶する上司 1 人及び同僚 3 人について調査したが、申立人が姓のみを記憶している上司については、同じ姓の者が複数おり、特定ができず、同僚 3 人のうち 1 人は既に亡くなっており、1 人は所在が不明で、残る 1 人には照会したが、回答を得ることはできなかった。

また、C 株式会社は申立期間当時、F 健康保険組合に加入していたが、同組合は既に解散しているため、G 社会保険事務局にも照会したものの、申立期間当時の記録は引き継がれていないため、申立人の健康保険の加入記録は確認できない旨の回答があった。

さらに、C 株式会社の加入する H 厚生年金基金にも照会したが、申立期間における申立人の加入記録は無い旨の回答があった。

- 3 申立期間①及び②の事業所に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保

険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

- 4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 7 月 1 日まで
昭和 32 年 6 月 1 日から 35 年 9 月 1 日まで株式会社A（社会保険事務所の記録によれば昭和 34 年 6 月 15 日に有限会社Bに名称変更。）に勤務していた。しかし、社会保険事務所に照会したところ、33 年 5 月から 34 年 6 月までの厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けたので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは、昭和 36 年 2 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、法人登記簿によると、同社は既に解散し、元事業主等役員の所在も不明であることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得ることはできない。

また、当時の同僚に申立人の申立期間における勤務実態等について照会したものの、これらを確認できる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 33 年 5 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、34 年 7 月 1 日に再び被保険者資格を取得したことが記録されており、同名簿には資格喪失した月に健康保険証が返納された記載がある上、資格喪失した 33 年 5 月 1 日以降に標準報酬月額が改定された記録も無いことから、これらの手続に不自然な点はみられない。

加えて、上記の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間と近い時期に申立人のほかにも同様に資格を喪失した後に再度資格取得している者が

確認できる。なお、当該同僚は所在が不明であるため、同人から資格の喪失及びその後の再取得の状況に関する供述を得ることはできない。

以上のことから、申立人の申立期間において事業主が喪失手続後も厚生年金保険料の控除をしていた事実とうかがえない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月 1 日から 13 年 4 月 1 日まで

平成 12 年 3 月に A 短大卒業後、同年 5 月 15 日より株式会社 B の派遣社員として、C 株式会社で部品運びの勤務に就いた。1 か月単位の契約更新であったが、同年 9 月より健康保険や厚生年金保険の保険料を控除されていたのに、辞める直前の 6 か月しか厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。1 年以上勤務し、雇用保険も受給したので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び株式会社 B の賃金台帳により、申立人が申立期間に、同社において勤務していたことは認められる。

しかし、当時の事業主及び申立人が当時、株式会社 B より派遣されていた勤務先である C 株式会社には照会したものの、当時の資料は保管されておらず、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実の有無について関連資料及び供述を得ることはできなかったが、株式会社 B の申立期間当時の労務担当者から、現在、同社の事業は株式会社 D に継承されている旨の供述があり、同社に照会した結果、申立人の厚生年金保険の加入日は平成 13 年 4 月 1 日からであり、同社の保管する賃金台帳の写しによると、申立人の厚生年金保険料は平成 13 年 4 月の給与から控除されており、当該賃金台帳では保険料の控除月は当月控除と認められることから、申立人は申立期間に厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月1日から30年8月31日まで

私は、知人の紹介で、昭和25年6月にA株式会社のB工場に入社した後、31年11月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録を照会したところ30年9月以降しか、加入記録が無い。

昭和25年6月から、継続してA株式会社のB工場に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社のB工場に係る資料を引き継いでいるA株式会社本社に照会したところ、「当時の人事記録台帳・労働者名簿等を確認したが、申立人に関する記録は無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の控除等については不明である。」との回答であり、申立てに係る事実は確認できない。

また、申立人が記憶する同僚を含め複数の同僚に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が当時A株式会社のB工場における同僚であったと記憶している複数の同僚の中には、当該事業所に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載されていない者も複数みられるため、申立期間当時、当該事業所においては、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったこともうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 11 月 15 日から 21 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 19 年 10 月、A社を退社後、志願して船員に応募し、B株式会社の養成所へ3か月間入所した後、C市DのE訓練所へ1か月間入所、退所後にF号に乗船したが、同船は20年7月にG港外にて触雷、航海不能となり座礁した。その後終戦から数日後、引揚船H丸にて同年9月初めごろにI市へ帰国、引揚列車でJ市のB株式会社に帰国報告したところ、直ちに指示があり、K港でL丸に乗船したが、L丸も同年9月26日M県N島付近において触雷沈没した。申立期間についてB株式会社で勤務していたのは確かなので、申立期間の船員保険加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳の記載により、申立期間のうち昭和 21 年 1 月 13 日から同年 3 月 31 日の期間において申立人がB株式会社で勤務していたこと、及び申立期間当時の同僚が記載した同船証明書及び同僚の供述から、申立期間のうち 20 年 3 月から同年 5 月までB株式会社の所有船舶であるF号に甲板員として勤務していたことは推認できるが、上記船員手帳の記載内容並びに同僚が記載した同船証明書及び同僚の供述においても、申立期間において申立人の給与から船員保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、B株式会社は昭和 21 年に解散し、当時の事業主は既に亡くなっており、申立期間当時の関係資料の存否も不明であるため、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、申立人が記憶している同僚を含めて、当時B株式会社に勤務していた複数の同僚に照会しても、申立てに係る事実を確認するための資料及び供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務局に保管されているB株式会社に係る船舶別船員保険被保険者名簿の船舶名において、申立人が当時乗船していたと記憶する船舶名は確認できない。

また、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月から37年2月まで

昭和34年6月18日、それまで働いていたA社は、全員が退職となり亡夫(B)は職を失った。その直後私(C)は妊娠がわかり同年12月(妊娠5か月)で退職した。先輩の紹介により昭和35年2月D株式会社に就職した。長女は同年5月に生まれ、その時も健康保険証もあった。消えている年金記録を見つけてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の一部期間において、D株式会社(現在は、E株式会社。)で働いていたことは、申立期間当時の同僚の供述から推認できるが、当該事業所で保管されていた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によれば、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和37年2月4日と記載されており、申立人に係る社会保険庁の記録及び雇用保険の加入記録と一致することから、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実については確認できない。

また、D株式会社に照会しても、上記の届出関係通知書以外の資料で、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を証明する関係書類は保管されていない上、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人が申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていた事実は確認できない。

さらに、申立期間当時のD株式会社の関係者及び当時の同僚は、当該事業所に申立人を含む4人が同時に入社したと供述しており、社会保険事務所の記録及び当該事業所が保管する上記の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」には、申立人を含む4人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和37年2月4日と記載されていることから、当該事業所が、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格届を申立期間に提出したとは考え難い。

加えて、D株式会社が作成・保管している申立期間の昭和35年5月1日付けの「昭和35年の社会保険料記入用紙」には、上記の申立人を含む4人の名前の記載が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 17 日から 45 年 11 月 2 日まで

私は、昭和 44 年 2 月 17 日に株式会社A（昭和 44 年 12 月 21 日、B株式会社に社名変更。）に入社したが、同年 2 月 17 日から 45 年 11 月 2 日までの期間の厚生年金保険加入記録が抜けている。正社員として勤務しており、44 年 3 月の初任給が額面 2 万 2,000 円程（手取り 1 万 8,000 円程）であったことを憶えている。厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が申立期間において株式会社Aで働いていたことについては推認できるが、上記同僚の供述においても申立人の正確な勤務期間は確認できない。

また、社会保険庁の記録において、株式会社Aが厚生年金保険の新規適用事業所となったのは株式会社Bに社名変更後の昭和 45 年 11 月 2 日であることから、申立期間において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、申立期間当時の株式会社Aで勤務していた複数の同僚に照会したところ、いずれの同僚も株式会社Bの厚生年金保険新規適用日から厚生年金保険に加入したと回答している上、上記同僚の1人は、「申立期間において、株式会社Aは健康保険に加入していなかったため、株式会社Aに入社する前に勤務していた事業所に係る任意継続被保険者として、申立期間当時医療機関で受診していた。」と供述しており、同社が厚生年金保険の適用事業所となる以前の申立期間に、従業員は給与から厚生年金保険料を控除していた事実

は確認できない。

加えて、株式会社Bは、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明であり、当時の関連資料の存否も不明であることから、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 29 日から同年 9 月 1 日まで

私はA株式会社に、昭和 35 年 5 月 29 日から 36 年 12 月 28 日まで在職した。しかし、社会保険庁の記録では 35 年 5 月 29 日から同年 9 月 1 日までが未加入になっている。B 県の高校を卒業し、C 市の前の会社を辞めて、同年 5 月 29 日に申立事業所に就職し、会社の寮で生活を始めた。一日たりとも失業していない。失業していれば一日でも住むところがなかった。私の厚生年金保険の未加入期間を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述から、申立人が申立期間において、A 株式会社で働いていたことは推認できるが、当該事業所に照会したところ、申立期間当時における賃金台帳の関連資料は保管されていないと回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、A 株式会社が保管していた申立人に係る「労働者名簿」には、申立人の雇入年月日が申立期間後の昭和 35 年 9 月 1 日と記載されているが、この日付は当該事業所に係る申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同日であり、申立期間における当該事業所に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は記載されていないことから、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得届が、事業主から社会保険事務所に提出された事実は確認できない。

さらに、申立人は、「申立期間はD社の訓練学校に通い、賃金も日給月給で

あった。」と供述していること、及び申立期間当時の同僚は「申立人は電話工事については未経験であったため、当初は見習いであった。」と供述していることから、申立人の雇入年月日が申立期間より後の日付で当該事業所の上記名簿に記載されていることと併せて考えると、申立期間における申立人の当該事業所における雇用形態については、試用期間であったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関係資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 10 日から 41 年 8 月 20 日まで
昭和 40 年 3 月 15 日付で前職を退職し、同年 3 月 30 日に結婚し同年 4 月 10 日より A 株式会社に勤務した。勤務期間は昭和 41 年 8 月 21 日からではなく 40 年 4 月 10 日から 45 年 9 月 30 日までであることに間違いないので、厚生年金保険の加入記録を訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社は、社会保険庁の記録において昭和 41 年 3 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間のうち 40 年 4 月 10 日から 41 年 2 月 28 日までの期間については、当該事業所が適用事業所であった事実は確認できない上、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年 3 月 1 日以降の申立期間についても、申立人の氏名は記載されていない。

また、A 株式会社は平成 13 年 6 月に解散しており、申立期間当時の事業主に照会しても、申立てに係る事実を確認するための資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、A 株式会社に申立期間当時勤務していた複数の従業員に照会しても、申立人が申立期間当時 A 株式会社に勤務していた事実は確認できなかった。

加えて、申立人と同時に前事業所を退職した元上司によれば、「申立人は、自分が前事業所を退職した後に、申立期間には、自分が個人事業として開業した薬品小売店である B 社の従業員として勤務し、B 社が当時申立人の給与

を支払っていた。」と述べている上、「B社はA株式会社のC連絡所を兼ねていたが、自分も申立人もA株式会社との間に雇用関係はなかった。」とも供述している。

また、申立期間当時申立人の給与を支払っていたと元上司が供述しているB社は、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できず、元上司も「B社は申立期間当時も今も厚生年金保険の適用事業所であったことはなく、当然申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことは無い。」と供述している

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料および周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月 26 日から同年 12 月 25 日まで
昭和 58 年 5 月 21 日から 62 年 2 月 28 日までA株式会社に事務職として勤務したが、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録では、61 年 2 月 26 日に一度退職して同年 12 月 26 日に再就職したような空白期間がある。その間も同社に継続して勤務していたので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所A株式会社に保管されている「昭和 61 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」の記載内容及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できるが、当該事業所に照会したところ、「申立人の勤務期間のうち、申立期間に係る昭和 61 年 2 月 26 日から同年 12 月 25 日までの期間はアルバイト扱いであり、厚生年金保険料は給与より控除していない。」と回答している上、当該事業所が保管する「昭和 61 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」の記載からは、申立期間における申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A株式会社が保管している「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届の事業所控」に記載されている日付及び雇用保険の加入記録は、いずれも社会保険庁に記録されている申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致している上、申立期間前後の当該事業所に係る厚生年金被保険者名簿に記載されている申立人の健康保険証番号もそれぞれB番とC番であり異なるため、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であった

事実は確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から56年6月5日まで
昭和55年10月に正社員として、基本給25万円と諸手当の完全月給制で、社会保険、労働保険加入という雇用条件でA社に入社し56年6月まで勤めた。厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間に厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社（現在は、株式会社B。）に勤務していたことは雇用保険の記録及び申立期間当時の事業主の親族の供述により確認できるが、A社は昭和63年7月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、社会保険庁の記録において当該事業所が申立期間に適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立人が、当時A社が加盟していた社団法人Cから貰ったと供述している健康保険証について同法人に照会したところ、「申立人が申立期間当時加入していた健康保険はD県E国民健康保険組合F支部への加盟による国民健康保険である。」と回答している。

さらに、申立期間当時のA社の顧問税理士に照会したところ、「申立期間当時の記録は保管されていないが、申立期間と同様の状況であった昭和58年以降の会計資料は保管されており、58年の総勘定元帳の写しによれば、預り金勘定の内訳に雇用保険料、国民健康保険料は確認できるが、厚生年金保険料は確認できない。」旨回答しており申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

加えて、A社に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立てに係る供述を得ることができない。

また、申立期間当時、A社の事業主が別会社として経営していたG株式会社についても社会保険庁の記録において厚生年金保険の適用事業所であった事実は無い上、A社及びG株式会社の事業主についても、A社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和63年7月1日以前に厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、厚生年金保険料控除に関する記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 1 日から同年 7 月 7 日まで

私は、昭和 58 年 11 月 21 日にそれまで勤務していたA株式会社を退社し、同社の上司が設立したB株式会社に 59 年 1 月に入社した。

厚生年金保険には入社と同時に加入したが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 59 年 7 月 7 日と記録されているとの回答を受けたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人が所持する昭和 59 年分の源泉徴収票の記載から、申立人が申立期間にB株式会社に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の同社に係る事業所別被保険者名簿には、同社が 59 年 7 月 7 日付けで厚生年金保険の適用事業所となったことが記録されているほか、元事業主、申立期間当時の事務担当役員及び複数の同僚もその旨を供述しており、申立期間に同社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立人は、昭和 59 年 7 月から同年 12 月までの給与明細書（昭和 59 年 12 月賞与分を含む。）を所持しているが、同年 7 月分の給与明細書には厚生年金保険料及び健康保険料が控除された記載が無い。

さらに、上記の給与明細書において、昭和 59 年 8 月分以降の厚生年金保険料及び健康保険料と同年 7 月分以降の雇用保険料の控除額を合計した金額は、13 万 6,657 円となっており、申立人が所持する同年分の源泉徴収票には、社

会保険料の給与からの控除額が 14 万 5,092 円と記載されている。

なお、上記の給与明細書に記載されている厚生年金保険料等の控除額の合計額と源泉徴収票に記載されている社会保険料の控除額との差額が 8,435 円となっていることについては、雇用保険の記録によると申立人は昭和 59 年 4 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得しており、同月から雇用保険料が控除されていたと考えられ、同年 4 月以降の雇用保険料の控除額を考慮すると、給与明細書と源泉徴収票の控除額はおおむね一致することから、申立期間において厚生年金保険料が控除された事実はうかがえない。

加えて、元事業主は、B 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 59 年 7 月 7 日付けで被保険者資格を取得した者については、全員が同日以前から同社に勤務していた旨を供述しており、社会保険庁のオンライン記録によると、同日に資格取得した複数の元役員及び同僚については、同日以前の期間において国民年金被保険者資格の取得手続きが行われているほか、このうち 1 人については、同日までの期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、同社では同日以前の期間において厚生年金保険料の控除は行われていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
申立期間については、株式会社AのB店に勤務し、商品の整理、棚卸やレジの仕事、清掃などを行っていた。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が述べている申立期間当時の株式会社AのB店における業務内容等は詳細であることから、申立人は申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Aは平成 12 年 2 月 29 日に解散し、同年 3 月 1 日付で厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する関連資料及び供述を得ることができず、申立期間における申立ての事実を確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人が当時使用していたとする通称名を含め、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人が記憶する同僚の氏名も社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていない。

加えて、申立期間に係る雇用保険の加入記録についても確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 21 日から同年 5 月 19 日まで
② 昭和 35 年 9 月 11 日から同年 10 月 21 日まで

私は、昭和 35 年 3 月に A 公共職業安定所を通じて、同年 4 月 21 日から B 株式会社（現在は、C 株式会社。）D 工場の臨時社員として入社した。E 社に出向いて作業を行ったこともあるが、6 か月間勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、同年 5 月 20 日から同年 9 月 10 日までしか厚生年金保険被保険者期間が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間について、B 株式会社には照会したところ、申立人の厚生年金保険の資格取得届の控えは保管されているが、このほかに申立期間当時の申立人の勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料は保管していないため、不明である旨の回答であり、申立人の申立てに係る事実について確認することができない。

また、申立人が記憶している元同僚及び社会保険事務所の保管する B 株式会社 D 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に加入記録の有る元従業員に照会した結果、申立人と同様に入社年月日及び退職年月日と厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日とが相違している者が複数確認できることから、同事業所においては、厚生年金保険の資格取得及び資格喪失手続が必ずしも全員について従業員の採用及び退職と同時に行われていなかったことがうかがえることから、申立人の申立期間に

おける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認はできない。

さらに、申立人は、両申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

申立期間①について、B株式会社が保管している申立人の厚生年金保険資格取得届の控えには、昭和35年5月20日資格取得と記載されており、社会保険事務所の記録と一致しているため、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出をしていたことが確認できる。

このほか、両申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑥及び⑧に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑤及び⑦について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年10月28日まで
(A有限会社B工場)
② 昭和21年2月1日から同年8月13日まで
(株式会社CのD工場)
③ 昭和22年9月20日から24年6月1日まで
(A株式会社E工場)
④ 昭和24年6月1日から30年3月1日まで
(F株式会社)
⑤ 昭和31年1月8日から同年6月7日まで
(F株式会社)
⑥ 昭和31年6月7日から同年11月24日まで
(F株式会社)
⑦ 昭和31年11月24日から33年5月25日まで
(F株式会社)
⑧ 昭和33年5月25日から37年3月23日まで
(F株式会社)

平成5年2月19日に社会保険事務所から、B工場、C、Gの各事業所に勤務していた期間について、脱退手当金が支払済みとの回答をもらった。
Gを退職した当時は、嫁入道具として、会社から勤務年数に合わせてた

んす、鏡台等をもたらしたが、脱退手当金は受け取った記憶は無い。

また、Gにおける被保険者期間については、昭和31年1月8日から同年6月7日までの期間及び同年11月24日から33年5月25日までの期間の記録が抜けているが、同社には36年3月まで続けて勤務していた。

以上について、調査の上、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、②、③及び④について、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間④の後のF株式会社における昭和30年3月1日から31年1月8日までの被保険者期間については、脱退手当金支給済期間ではなく、厚生年金保険期間として記録されている。

しかし、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、当該被保険者期間についても脱退手当金の支給対象期間として脱退手当金が支給されたことを示す記載が有り、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額(9,735円)及び支給年月日(昭和31年3月5日)は、オンライン記録の支給金額及び支給年月日と一致している上、同台帳及び当該事業所の被保険者名簿には30年3月1日に資格得喪した記録が無いことから、当該被保険者期間を含めて脱退手当金が支給された後に、オンライン記録に厚生年金保険期間として誤って記録されたものと推認される。

また、当該事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、脱退手当金の受給資格が有る11人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6人に支給記録が確認でき、申立人を除く同僚5人について資格喪失日の約1か月から6か月後に支給決定がなされている上、当該事業所の代表清算人は、「当時、事業所では脱退手当金に関する説明を従業員に行い、従業員に代わって社会保険事務所への請求手続を行い、退職金と併せて脱退手当金を支払っていた。」と回答していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、当該事業所の被保険者名簿の申立人の欄には「脱」表示が無いが、脱退手当金の支給記録が確認できる5人全員について、被保険者名簿に「脱」表示が無いことから、「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないとは推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間⑥及び⑧について、F株式会社の被保険者名簿に記載されている女性のうち、脱退手当金の受給資格が有る12人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8人に支給記録が確認でき、このうち7人について資格喪失日の約3か月から6か月後に支給決定がなされている上、当該事業所の代表清算人は、「当時、事業所では脱退手当金に関する説明を従業員に行い、従業員に代わって社会保険事務所への請求手続きを行い、退職金と併せて脱退手当金を支払っていた。」と回答していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、当該事業所の被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和37年9月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあるが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

3 これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑥及び⑧に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

4 申立期間⑤及び⑦について、F株式会社の被保険者名簿によると、申立人の被保険者期間は、昭和24年6月1日から31年1月8日まで、同年6月7日から同年11月24日まで及び33年5月25日から37年3月23日までと記載されていることが確認できるが、これらの間の申立期間について、申立人の氏名は記載されていない。

また、同僚の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、同僚の供述においても申立人の勤務期間は明確ではないため、申立人の正確な勤務期間は確認できず、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、当該事業所は昭和57年11月30日に株主総会により解散しており、当該事業所の代表清算人に照会したが、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除していた事実について確認できる関連資料及び供述は得られない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑤及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 9 月 25 日まで
(医療法人A)
② 昭和 34 年 12 月 1 日から 35 年 5 月 23 日まで
(B病院)
③ 昭和 42 年 4 月 1 日から 46 年 9 月 1 日まで
(C相互会社D支社)

脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調べてほしい。
また、私の脱退手当金の請求書や受領書を見せてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の脱退手当金が支給決定された昭和 48 年当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられるところ、C相互会社D支社の被保険者名簿の申立人の欄には、同年 10 月 22 日に厚生年金保険記号番号「E」を取り消して、医療法人A及びB病院の厚生年金保険記号番号である「F」に統合された記載が有る上、「F」の厚生年金保険記号番号払出簿の申立人の氏名は、婚姻前の姓から婚姻後の姓に変更され、備考欄には「氏変(48. 11.)」との記載が有り、申立期間の脱退手当金は同年 10 月 29 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求手続の中で申立人の関与がうかがわれ、脱退手当金の請求に併せて記号番号の重複取消及び氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には「脱」表示が無いが、昭和 32 年 12 月 2 日保業発第 186 号通知によると、最後の厚生年金保険資格喪失日が同年 10 月 2 日以降の者については、被保険者台帳への「脱」表示は必要としない旨規定されており、申立人の厚生年金保険資格喪失日は 46 年 9 月 1 日であり、社会保険事務所では、当該通知に基づき、被保険者名簿に「脱」表示を行わなかったものと考えられることから、被保険者名簿に「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年6月28日まで
(A株式会社B工場)
② 昭和26年1月17日から同年10月10日まで
(C病院)
③ 昭和27年3月21日から31年7月21日まで
(D株式会社)

E社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和19年10月1日から31年7月21日までの期間について脱退手当金が支給済みとの回答をもらったが、この期間についての脱退手当金は受け取った記憶は無い。

また、上記の期間に関して、社会保険事務所からの回答では、昭和19年10月1日から20年6月28日まではF社の被保険者期間、26年1月17日から同年10月10日まではG株式会社の被保険者期間となっているが、私は、20年4月から23年3月までH大学I病院J学部在籍し、同年4月から25年7月まで同病院に勤務して、26年1月からはC病院に勤務していたので、事業所も被保険者期間も違っている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、A株式会社B工場、C病院及びD株式会社の被保険者期間について脱退手当金が支給されたことを示す記載が有り、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額

は社会保険庁のオンライン記録の支給金額に一致しており、申立期間に係る厚生年金被保険者資格喪失日から2か月後の昭和31年9月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の3回の厚生年金保険被保険者期間はすべて別番号で管理されていたが、申立期間の脱退手当金が請求された昭和31年当時、社会保険事務所では請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている期間を把握することは困難であったものと考えられることから、申立人が関与せずに請求されたものとは考え難い。

さらに、D株式会社の被保険者名簿の申立人の欄には「脱」表示が無いが、脱退手当金の支給記録が確認できる10人全員について、被保険者名簿に「脱」表示が無いことから、「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。